

平成30年7月17日

会 員 様

(公社) 秋田県トラック協会

今般、秋田県生活環境部より、子供と高齢者の交通事故防止に向けて、周知依頼がございました。別紙のとおり、「夏の交通安全運動」及び「秋田県飲酒運転追放県民運動」です。

会員の皆様におかれましては内容をご確認の上、運動の推進にご協力頂きますようお願い申し上げます。

---

県生 ー 405  
平成30年7月9日

(公社) 秋田県トラック協会長 様

秋田県生活環境部長  
(公印省略)

「夏の交通安全運動」及び「秋田県飲酒運転追放県民運動」の  
実施について (依頼)

交通安全運動の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

子供と高齢者の交通事故防止に向けて、8月1日から8月10日までの10日間、「夏の交通安全運動」を、飲酒運転の根絶に向けて、8月1日から8月31日までの1か月間を強調期間として「秋田県飲酒運転追放県民運動」を別添要綱のとおり実施します。

つきましては、関係市町村、交通安全関係機関・団体等と御協力の上、運動を推進してくださるようお願いいたします。

(担当)

秋田県生活環境部県民生活課  
交通安全班 (鈴木)

TEL : 018-860-1523 / FAX : 018-860-3891

E-mail : Suzuki-Kaname@pref.akita.lg.jp



# 7 夏の交通安全運動

## 1 運動の目的

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。

## 2 運動の期間

8月1日から8月10日までの10日間

## 3 運動の重点等

### (1) 運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止（高齢運転者の事故防止を含む）  
～歩行者ファースト意識の醸成～

### (2) 運動の重点

ア 飲酒運転の根絶

イ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

ウ 若年運転者の交通事故防止

エ 横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底）

## 4 主な推進事項

推進項目	推進事項
子供と高齢者の交通事故防止 (高齢運転者の事故防止を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夏休み中に子供が多く利用する施設等における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底する。</li> <li>○ 広報啓発活動等を通じて、高齢者自身に身体機能の変化への的確な認識を持ってもらうとともに、これに基づく安全行動を促進する。</li> <li>○ 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進する。</li> <li>○ 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識の表示の促進と高齢運転者標識を表示している自動車に対する保護義務の周知を徹底する。</li> <li>○ 子供と高齢者に対する思いやりのある運転を促進する。</li> <li>○ 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品等の利用を促進する。</li> <li>○ 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルールとマナーの理解向上と安全行動の促進を図る。</li> <li>○ 生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検による危険箇所の把握と対策の促進を図る。</li> </ul>
飲酒運転の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じて、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進する。</li> <li>○ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止を徹底する。</li> <li>○ ハンドルキーパー運動を促進する。</li> <li>○ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるための運転者教育を推進する。</li> <li>○ 自動車運送事業者による点呼時のアルコール検知器を使用した検査等、体調管理と飲酒運転の根絶に向けた取組を実施する。</li> </ul>

## 4 秋田県飲酒運転追放県民運動

### 1 運動の目的

県民の願いにもかかわらず、依然として後を絶たない飲酒運転の根絶を図るため、県民一人ひとりの自覚を促し、「飲酒運転はしない、させない運動」を推進する。

### 2 運動の期間

4月1日から3月31日まで

(強調期間：8月1日から8月31日までの1か月間、12月1日から12月31日までの1か月間)

### 3 運動の重点

- (1) 飲酒運転の根絶に向けた環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転をさせない運転者教育の推進

### 4 主な推進事項

推進項目	推進事項
飲酒運転追放意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種講習会、研修会において、飲酒運転事故事例を紹介して、飲酒運転の危険性と本人、家族、職場に及ぼす影響の重大性の理解を図る。また、飲酒運転に関する罰則及び行政処分の内容を周知して、飲酒運転防止意識の向上を図る。</li> <li>○ 交通事故被害者の手記など、交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等を実施して、飲酒運転根絶意識の醸成を図る。</li> </ul>
飲酒運転をさせない環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒運転追放宣言など、地域、職場、家庭等が一体となり、飲酒運転をさせない環境づくりを促進する。</li> <li>○ 酒類を提供する飲食店等では、来客への呼びかけ等により、運転者への酒類提供禁止を徹底する。</li> <li>○ 飲酒場所に自動車で行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲酒しない人を決めて、飲酒後自宅まで送るハンドルキーパー運動を推進する。</li> <li>○ 家庭や職場では、アルコール検知器を活用した車両運転前の体調確認を徹底する。</li> <li>○ 飲酒運転取締りを強化する。</li> </ul>
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新聞、テレビ、ラジオ、広報紙、チラシ、インターネット等各種広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性、事故責任の重大性等を繰り返し広報・啓発して、規範意識の高揚を図る。</li> <li>○ 交通安全協会などと連携して行う飲食店訪問などを通じ飲酒運転根絶を呼び掛ける活動や各種会合を利用した広報・啓発を実施する。</li> <li>○ 市町村広報車による巡回広報を実施する。</li> </ul>